



国際定期便 新規就航活性化支援事業

申請マニュアル

助成対象期間 2018年4月1日～2019年2月28日

受付時間 9：00～12：00/13：00～17：15

月曜日～金曜日（祝日除く）

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー
誘客事業部 海外プロモーション課

はじめに。。。

本マニュアルは、「国際定期便新規就航活性化支援事業」に係る事務処理及び申請を行う際に準備しておくべき資料等について、基本事項を定めています。

本マニュアルを通じ、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）及び助成対象となる事業者（以下、「助成対象事業者」という。）との間で、助成業務を適正かつ円滑に実施することを目的としています。

また、本事業は「沖縄振興一括交付金」という性質上、予算執行に関しては「補助金適正化法」の適用を受けることから、同法に基づいた適正な予算執行が求められるため、OCVBは、適正な事業遂行の責任・各種報告書類の提出・各種報告書類の整理・保管等の義務があります。従って助成対象事業者は、所定の期日内に申請書類等を提出し、本事業に係る各種書類の整理・保管を行ってください。

不正行為に対する処分

本事業は、前項でも示しているとおり「沖縄振興一括交付金」を利用した助成事業であるため、有効かつ適正な使用を求められます。

このため、助成対象事業者は申請・報告等が義務付けられており、特に以下の事項について違反した助成対象事業者に対しては、実施要綱及び交付決定の条件に基づき、助成金の交付を取り消し、既に交付した助成金の返還を命じることがあります。

- ▶ 交付決定の内容又は交付条件に対する違反
- ▶ 法令又は助成金交付要綱に対する違反
- ▶ 本事業に関する不正、その他不適当な行為
- ▶ 定められた必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合

書類作成の留意点

- ▶ 修正テープ、修正液等が使用されている書類は受付けできません。
- ▶ 原則、全ての提出書類は、原本で提出されるものが有効となります。
- ▶ 日付けは西暦で記入してください。
- ▶ 使用する印鑑は、原則として代表者印とします。また、全ての書類は同一の印鑑を使用してください。

申請手続きの流れ

沖縄県によって支援の対象可否が決定されます
(沖縄県 ⇒ OCVBへ決定通知)

申請手続き
開始

STEP 1
申請
(運航終了後)

月の全ての運航終了後、翌月20日までに、次に示す書類を提出してください。

- (1) 同意書 (様式第1号)
- (2) 申請書 (様式第2号)
- (3) 搭乗実績表 (様式第3号)
- (4) 国土交通省へ提出した新規就航に伴う認可申請書の写し
- (5) (4)に対する国土交通省発行の認可番号を確認できる書類の写し
- (6) 国土交通省へ提出した2018年度夏季スケジュール及び冬季スケジュールに伴う認可申請書の写し
- (7) (6)に対する国土交通省発行の認可番号を確認できる書類の写し

<OCVB>
審査
↓
交付決定通知

・・・審査員による書類審査・・・

< 交付額の決定 >

OCVBは、提出された申請書類を審査の上、沖縄県が定める助成単価に基づき、助成金交付額の決定を行います。

助成対象事業者へは、交付決定通知書 (様式第4号)をもって、メールで通知します。

STEP 2
請求書

交付決定通知書に記載された提出期限日までに、次に示す書類を提出してください。

- (1) 請求書 (様式第6号)
※ 海外送金の場合 (様式第6号-2)

< 助成金の交付 >

OCVBは、提出された請求書を受領後、決定された交付額を助成対象事業者が指定する金融口座へ円建てで振り込みを行います。助成金振込予定日はメールで通知します。

お問い合わせ先

〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄1831番地1

沖縄産業支援センター2階

TEL : 098-859-6127

E-mail : shien@ocvb.or.jp

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 海外プロモーション課

担当 : 赤嶺/下地

本事業実施要綱及び申請マニュアルを必ずお読みいただき、ご理解いただいた上で申請を行ってください。

また、各書類を提出する際には事前にご確認いただき、不備のない状態でご提出いただきますようお願い致します。

本事業に関するご質問、ご不明な点等ございましたら、担当者までお問い合わせください。